



見附市内と長岡市内の道路施設で落書き発生

見附市坂井町地先の国道8号新坂井橋の橋桁と長岡市鉢伏町地先の国道17号鉢伏市道BOXの壁面において、9月11日の道路パトロールで落書きを発見しました。

被害状況を調査した結果、4箇所^{さかいまち}に落書きされており、見附警察署及び長岡警察署へ通報後、9月13日見附警察署と9月20日長岡警察署の警察官と現地立会を行い、両警察署それぞれの立会日に被害届を提出しました。

みだりに道路に落書き（道路の汚損）をすると、処罰（一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金）の対象^{はちぶせまち}となります。また、このような景観を損ねる行為は、決して許されるものではありません。

長岡国道事務所では、引き続き道路パトロールを強化するとともに、速やかに落書きを消去してまいります。

なお、落書き等の行為を発見された方は、最寄りの警察署または長岡維持出張所に情報提供をお願いします。

※道路法第四十三条では、みだりに道路を損傷し、又は汚損することを禁止しており、同法第一百二条で罰則が規定されています。

被害状況



新坂井橋の橋桁の被害写真（全景）



鉢伏市道BOXの壁面の被害写真（全景）



鉢伏市道BOXの壁面の被害写真 1
（約縦1.8m×横2.5m）



新坂井橋の橋桁の被害写真 1
（約縦1.7m×横3.0m）



新坂井橋の橋桁の被害写真 2
（約縦0.7m×横1.5m）



鉢伏市道BOXの壁面の被害写真 2
（約縦0.5m×横1.8m）

配布先

長岡市記者会
長岡地域記者会
見附市政記者会

お問い合わせ先： 国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所

長岡維持出張所長 ^{うえの つねお} 上野 恒雄

[電話] 0258-33-4690

[FAX] 0258-36-1689

ふるさとの めくもり伝える 道づくり

国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所

〒940-8512 新潟県長岡市中沢4丁目430-1

パソコン、スマートフォン
X(エックス)

<https://www.hrr.mlit.go.jp/chokoku/>
https://twitter.com/mlit_chokoku

事務所HP

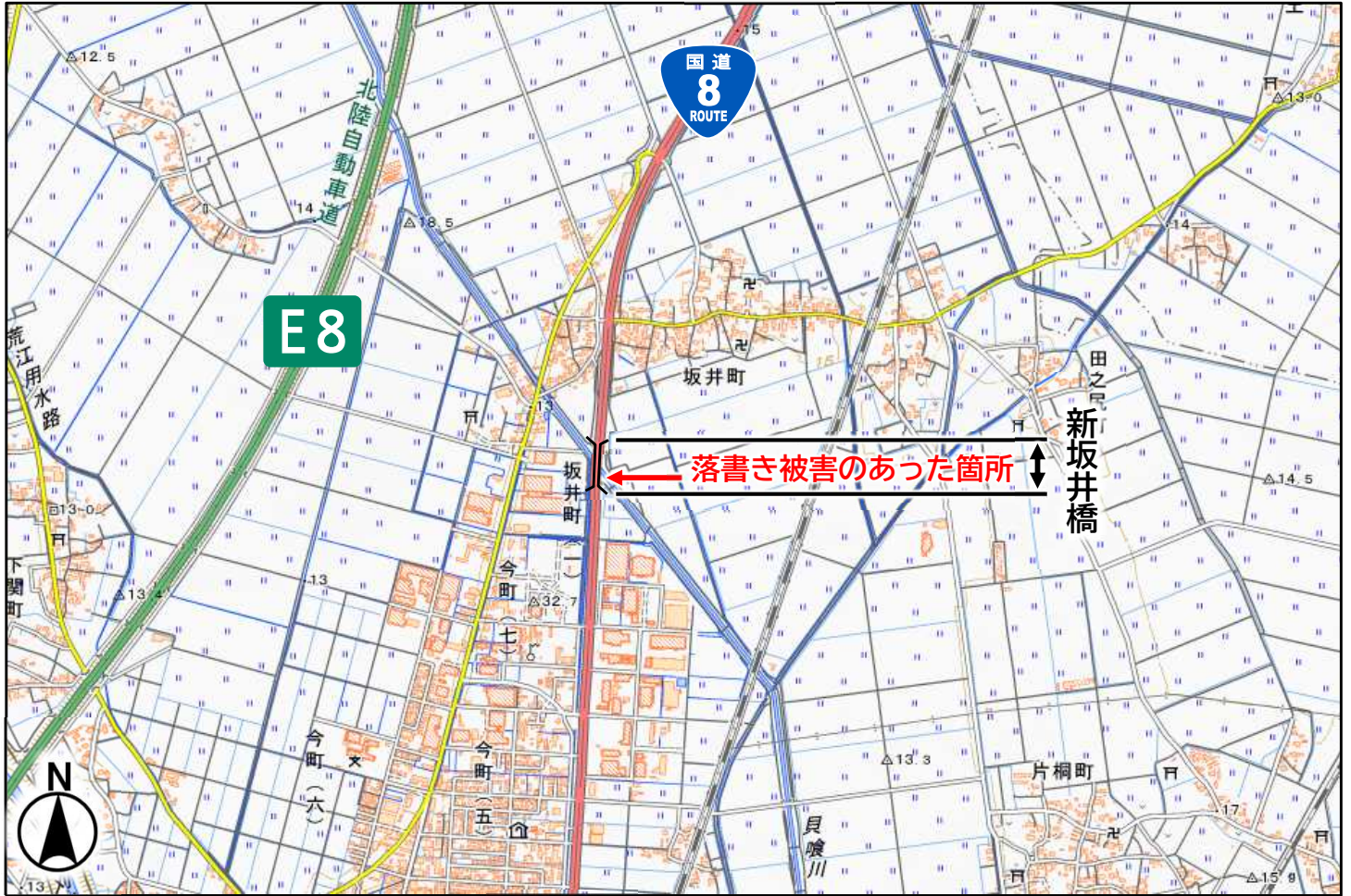


X(エックス)



位置図：新坂井橋（見附市坂井町地先）

至 三条市



至 長岡市

位置図：鉢伏市道BOX（長岡市鉢伏町地先）

至 見附市



至 小千谷市